

2020年5月27日
弁護士 岡 邦俊

機関誌の表紙デザインと
オリンピックエンブレム

はじめに

(1) 私は、貴協会機関誌の表紙デザインをめぐる今回の紛争（以下、「本件」）の話を聞いて、2015年に亡くなられた哲学者・鶴見俊輔先生を思い出しました。

わが国のもっとも著名な著作権判例の一つに、山岳写真家の白川義員氏がグラフィック・デザイナーのマッド・アマノ氏に対して起こした「パロディ写真」事件があります。白川がスイスで撮影した、ゲレンデを滑るスキーヤーの写真に、アマノが巨大な自動車タイヤを張り付けてパロディとした事件です(図1)。1972年に始まったこの訴訟は、二つの最高裁判決を経て、14年後の1986年に和解で終結しました（私は途中からアマノ代理人の一人）。

マッド・アマノは、最初の東京地裁の法廷で次のように述べています。

「…AIUというスポンサーが作った大変きれいだぞと言わんばかりのカレンダーに対して、実はこういう見方もあるんじゃないかという、受け手の立場から批評したものがこの作品でございます。」

鶴見先生が裁判所に提出した意見書は、アマノの行為を次のように擁護するものでした。

「現代では、企業のスケールが大きくなって、誰の作品ともはつきりしない大きな看板やポスター、あるいは広告用のマッチのたぐいが、私たちの生活のすみずみまで入りこんで来た。これを批評することは社会意識をもつ芸術として当然になすべきことであって、その際に看板の製作者、ポスターの製作者の所在をつきとめて、その同意を求めてから、自分のパロディを発表するようでは、パロディのような種目の芸術はなりたたなくなるであろう（中略）。

もともと、白川義員の雪山の写真はポスターとして製作され、米国の保険会社AIUの日本支社の配った1970年用カレンダーに無署名で発表された。（それは）企業の側から、公的なものとして社会全体に発射されたものであり、（アマノ作品）は個人が自分の責任において製作配布した限定出版物である。このような形においても、企業のさまざまな広告とそれをおしてあらわれる企業の思想を批判できないとしたら、今日日本において保障されている言論・表現の自由とは、どれほどのものであろうか。」

(2) 私が鶴見先生を思い出したのは、「パロディ写真」事件と本件との著しい共通性によります。

現在、国中のあらゆる場所と時間帯に、数年前に正式採用されたオリンピックエンブレム（以下、「本エンブレム」）があふれ、その数はA I Uカレンダーの比ではありません。私たちは、それをあたかも戦前の「菊の御紋」のようにありがたく拝受すべきであって、それに手を加えるとは不届き千万…というのが組織委員会の見解です。

しかし、もし今回のような表紙デザイン（以下、「本誌デザイン」）が許されず、オリンピックという国を挙げての事業の思想を視覚的な手段を通して批判できないとしたら、「今日日本において保障されている言論・表現の自由とは、どれほどのものであるだろうか。」というのが私の率直な感想です。

1 著作権侵害の成否

- (1) 組織委員会の論拠は、「著作権侵害」にありますので、以下、著作権法上の問題点を検討します。

本エンブレムは、著作権法が例示する「美術の著作物」です。他方、本エンブレムは、商標法が「…文字、図形、記号であって…業として役務を提供する者がその役務について使用をするもの」と定義する「商標」でもありません。この側面は、本エンブレムの法的な保護を検討する上で、きわめて重要です。

- (2) 著作権（複製権）の侵害の範囲は、図示(図2)するとおり、三重の輪の中で生じます。まず、原作品とまったく同一のものを再生すれば権利侵害となるのは当然です。侵害者が、多少、手を加えても、それが実質的に同一である程度の変更であれば、同様に複製権侵害となります。

では、「同一」、「実質的同一」でなければ侵害にならないかという点、さらに変形・翻案権を侵害するか否かが問題になります。2001年の「江差追分」事件最高裁判決は、変形・翻案権の侵害とは、「これ（新作品）に接する者が 既存の著作物の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物 を創作する行為」であるとしています。この定義とアメリカ連邦最高裁判決の言う「total look and feel」の共通性の概念はほぼ同一であるとされています。

- (3) 本誌デザインは、本エンブレムをそのまま複製したものではなく、両者は「実質的同一」であるとも言えませんので、本件の争点は、変形・翻案権侵害の成否にあります。

たしかに、本誌デザインに接した者は、既存の著作物としての本エンブレムの何らかの特徴を感得することが可能であり、「パロディ」の技法は、そのような「特徴の感得」がなければ成立しえないものです。

しかし、両者の共通性は、両者が江戸時代からの伝統的図柄としての「組

市松紋」を採用していることによるものであって、「組市松紋」自体は、著作権の保護期間が経過した公用物（public domain）であることは言うまでもありません。また、「組市松紋」による共通性は、「アイデア」の共通性に外ならず、著作権は具体的「表現」を保護するものであって、「アイデア」を保護するものではないことは全世界の著作権法に共通する基本的原理です。ここまでの結論として、本件については、次に述べる「抗弁」の成否を検討するまでもなく、著作権侵害は成立しないものと解されます。

4 抗弁の成否

- (1) 本誌デザインが外形的に著作権侵害行為に当たると判断された場合に、本誌デザインの著作者・著作権者が提出する「抗弁」の成否が問題になり、本誌デザイン側は、次の抗弁を提出することになります。
- ① パロディの抗弁
 - ② 引用の抗弁
 - ③ フェア・ユースの抗弁
- (2) わが国の裁判所の伝統的な傾向によれば、「パロディ」として適法である、あるいは「引用」として適法であることが認められる余地は少ないと思われます。フェア・ユースの抗弁についても同様です。わが国の著作権法は、アメリカ法のような「fair use」(図3)に関する包括的な規定を持たないからです。

しかし、本件は、①本誌デザイン制作の目的・性格、②本エンブレムの本質、③本誌デザイン掲載物の量と実質性、④本誌デザインの公表が本エンブレム権利者の潜在的市場に及ぼす影響などの諸要素を考慮して本誌デザイン側の行為がフェアであるか否かを判断するというアメリカ法のフェア・ユースの手法に従って判断されるべきです。

結論

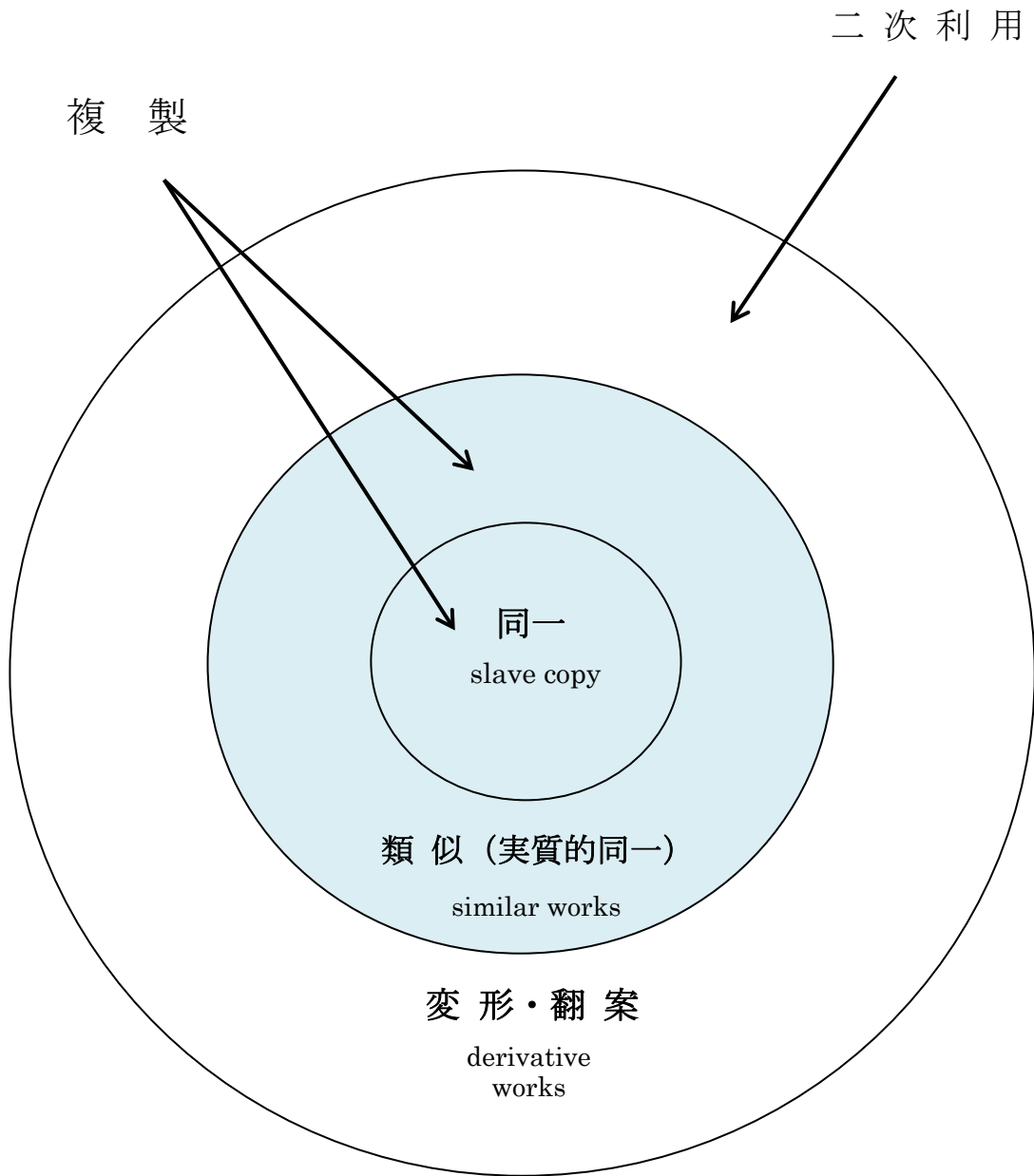
最初に触れたとおり、組織委員会は、本エンブレムが「…業として役務を提供する者がその役務について」違法に使用された場合、すなわち、本エンブレムが組織委員会の許諾を得ずに営利的に利用された場合にのみ、本エンブレムの「ただ乗り」(free-ride)行為、あるいは「希釈化」(dilution)行為として商標権を行使すれば必要かつ十分なものであり、今回のように著作権に名を借りて国民の表現の自由を奪うことは、断じて許されるものではありません。

以上



著作権侵害

Copyright Infringement



§ 107. Limitations on exclusive rights: Fair use

Notwithstanding the provisions of section 106, the fair use of a copyrighted work, including such use by reproduction in copies or phonorecords or by any other means specified by that section, for purposes such as criticism, comment, news reporting, teaching (including multiple copies for classroom use), scholarship, or research, is not an infringement of copyright. In determining whether the use made of a work in any particular case is a fair use the factors to be considered shall include—

- (1) the purpose and character of the use, including whether such use is of a commercial nature or is for nonprofit educational purposes;
- (2) the nature of the copyrighted work;
- (3) the amount and substantiality of the portion used in relation to the copyrighted work as a whole; and
- (4) the effect of the use upon the potential market for or value of the copyrighted work.